

業 務 委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 動物愛護管理センター整備条件調査業務委託
- 2 履 行 期 間 令和4年12月 日から令和5年3月28日まで
- 3 業 務 委 託 料 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

上記の委託業務について、委託者 いわき市長 内田 広之を甲とし、受託者を乙として、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

- 第1条 乙は、別添の仕様書に基づき、頭書の業務委託料(以下「委託料」という。)をもって、頭書の履行期間の末日(以下「履行期限」という。)までに、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了し、仕様書に示した成果品(以下「成果品」という。)を甲に提出しなければならない。
- 2 仕様書に明示されない事項で必要のある事項については、甲と乙とが協議してこれを定める。その他軽微な事項については、乙は甲の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面によりあらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、成果品(未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の制限)

- 第3条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
- 2 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、書面によりあらかじめ甲の承諾を得るものとする。
 - 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再受託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
 - 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、再受託者と約定しなければならない。

(契約の変更等)

第4条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更又は一時中止、もしくは打ち切らせ、あるいは契約期間の延長もしくは縮小等を求めることができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、甲と乙とが協議して定める。

(天変地異、不可抗力等による無償延期等)

第5条 乙は、天変地異その他乙の責めに帰すことのできない事由により履行期限までに委託業務が完了することができないときは、乙は、甲に対し、速やかにその事由を記した書類を提出し、履行期限延長の申し出をすることができる。この場合において、その延長日数は甲と乙とが協議して定める。

(損害のために特に必要が生じた経費の負担)

第6条 委託業務の実施に関し、発生した損害（第三者に及ぼした場合も含む）のため必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるものについては、当該経費は甲が負担するものとし、その額は甲と乙とが協議して定める。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責に帰すべき事由により、履行期限内に委託業務を完了できない場合において、乙は甲に対して、速やかにその事由を記した書類を提出し、履行期間の延長の申し出をすることができる。

2 前項の場合において、甲は乙から遅延日数1日につき委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数は切り捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期間を延長することができる。

(完了報告及び検査)

第8条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して様式第1による完了報告書に成果品を添えて提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、成果品について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、補正完了の届けを提出して、甲の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の実施期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第9条 乙は、前条の検査に合格したときは、様式第2による精算払請求書又は任意の請求書により、委託料の支払を請求することができる。この場合、甲は、乙から適正な精算払請求書又は任意の請求書を受理した日から30日以内に乙に委託料を支払うも

のとする。

- 2 甲はその責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合は、甲に対して、前項の期間満了の翌日から支払の日まで、年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数は切り捨てる。）の遅延利息を支払うものとする。

（委託者の解除）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき
 - (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき
 - (3) 第2条、第3条の規定に違反したとき
 - (4) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）に規定する「排除措置対象者」と認められるとき
 - (5) 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたとき。
 - (6) 前各号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと甲が認めるとき
- 2 甲が、前項の規定により契約を解除したときは、乙は、甲に対し委託料の10分の1に相当する金額を、違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。

（談合その他不正行為による解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、委託料の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、以下第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこのかぎりでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合において、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（解除に伴う措置）

第12条 甲は、契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料を乙に支払わなければならない。

2 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が定めるものとする。

（財産の管理）

第13条 乙は、委託業務の実施により取得した財産については、委託業務完了後又は廃止後においても善良な管理者の注意をもって管理し、甲の指示があったときは、その指示に従って処分しなければならない。

（著作権の帰属）

第14条 委託業務の目的として作成される成果物に係る著作権及び著作者人格権は、すべて甲に帰属する。

（公表の禁止）

第15条 乙は、甲の許可を得ないで委託業務の内容を公表してはならない。

（書類等の整備）

第16条 乙は、委託業務に関する書類等を整備し、甲の指示があったときはその写しを提出しなければならない。

2 乙は、前項の書類等を委託業務の完了の日の属する年度が終了した後、5年間保存しておかななければならない。

（秘密の保持）

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約期間満了後、または契約解除後においても同様とする。

（代表者変更の届出）

第18条 乙は、代表者の名義を変更したときは、遅滞なく名義変更に係る登記簿謄本その他これを証する書面を甲に提出しなければならない。

（補則）

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 福島県いわき市平字梅本21番地
いわき市
いわき市長 内田 広之

乙

(様式第1)

令和 年 月 日

いわき市長 様

住所

名称

代表者氏名

印

完了報告書

契約書第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名 (契約締結時の日付も記載のこと。)
2. 受託金額
3. 完了日
令和 年 月 日
4. 受託期間
令和 年 月 日 より 令和 年 月 日 まで
5. 実施した委託業務の概要
6. 委託業務に要した経費

(様式第2)

令和 年 月 日

いわき市長 様

住所

名称

代表者氏名

印

精算払請求書

契約書第9条の規定に基づき、精算払を下記のとおり請求します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）
2. 請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）
3. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義